

4 悪臭

悪臭は、事業活動等によって発生する不快なにおいによって生活環境が損なわれるすことによっておこる公害です。

本市では工場や事業場に対する規制として、悪臭防止法、福井県公害防止条例または福井市公害防止条例に基づく「臭気指数規制」を行っています。

(1) 臭気指数について

臭気指数とは、人間の嗅覚（きゅうかく）によってにおいの程度を数値化したもので、においの原因となる物質は40万種類以上あるといわれており、また、物質同士が混ざり合うことによる相加・相乗効果が起こる場合もあるため、機器測定では実際に感じている通りのにおいを測ることはできません。臭気指数は、鼻で感じるにおいの程度を基にしてにおいの強弱を評価するため、実際の被害感覚に即した規制を行うことができます。

<臭気指数の算出方法>

においの付いた大気や水を、においが感じられなくなるまで無臭の空気（水の場合は無臭の水）で薄めたときの希釈倍率（臭気濃度）から計算されます。このにおいの判定試験は、臭気判定士の管理のもと、予め嗅覚が正常と判断された嗅覚試験者（パネル）によって行われます。

$$\boxed{\text{算出式}} \quad \text{臭気指数} = 10 \times \log (\text{臭気濃度})$$

※においの質にもよりますが、臭気指数 10 はだいたい何においかわかるくらいの弱いにおい。20 は楽に感知できるくらいのにおいです。



試料採取の風景



判定試験の風景

(2) 規制基準

① 悪臭防止法に係る規制基準

規制地域		規制基準		
	都市計画法の規定による用途地域の区分	敷地境界線	気体排出口	排出水
第1種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	12	悪臭防止法施行規則第6条の2で定められた方法により算出される値	28
第2種区域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域			
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	15		31
第4種区域	工業地域	18		34

※規制対象となるのは全ての工場または事業場です。

② 福井県公害防止条例または福井市公害防止条例に係る規制基準

規制地域		福井県公害防止条例	福井市公害防止条例
	都市計画法の規定による用途地域の区分	敷地境界線	敷地境界線
第5種区域	工業専用地域	18	18
その他の区域	第1~5種区域以外の地域	18	15

※規制対象となるのは福井県公害防止条例または福井市公害防止条例の規定の適用を受ける工場または事業場です。なお、福井県公害防止条例の規定の適用を受ける工場または事業場については、福井市公害防止条例の規制基準は適用されません。

(3) 悪臭の現況

平成22年度、市内一般地域3地点において大気環境中の悪臭の状況を把握するため、臭気指数の測定を行いました。いずれの地点も特に問題はありませんでした。

用途地域の区分	臭気指数
第一種低層住居専用地域	10未満
第一種中高層住居専用地域	10未満
第一種住居地域	10未満